

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|----------------------|
| 5 | 国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南城市は、国民健康保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

南城市長

公表日

令和5年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

| | |
|--|--|
| ①事務の名称 | 国民健康保険に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>当市は、国民健康保険法・地方税法に基づき、市内に住所を有する者で、被用者保険など他の医療保険に加入していない者、または生活保護受給中でない者を国民健康保険の被保険者とし、必要な保険給付を行い、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①被保険者の資格・異動に関する事務 ②関係証の交付に関する事務 ③保険税の賦課・徴収・収納に関する事務 ④保険給付の支給に関する事務 ⑤療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当回数の引き継ぎ業務</p> <p>番号利用法の別表第二に基づいて、当市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）または社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）」（以下「支払基金等」という。）に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）及び支払基金（以下「取りまとめ機関」という。）が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。</p> <p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。 |
| ③システムの名称 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険（税）システム 2. 国民健康保険（資格）システム 3. 国民健康保険（給付）システム 4. 収納消込／滞納管理システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 中間サーバー 7. 国保総合システムおよび国保情報集約システム 8. 医療保険者等向け中間サーバー等 |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| <ol style="list-style-type: none"> (1) 国民健康保険税賦課ファイル (2) 国民健康保険資格ファイル (3) 国民健康保険給付ファイル (4) 国民健康保険取滞納ファイル (5) 宛名管理情報ファイル | |

| 3. 個人番号の利用 | |
|--------------------------|--|
| 法令上の根拠 | <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法第9条第1項 別表第一の第16項、第30項 ・番号利用法第9条第2項 <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(番号利用法別表第一主務省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法別表第一主務省令第16条 ・番号利用法別表第一主務省令第24条 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第一主務省令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <p>[実施する]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(番号利用法別表第二主務省令) <p>(番号利用法別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120</p> <p>(番号利用法別表第二主務省令における情報提供の根拠)</p> <p>第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3</p> <p>(番号利用法別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>27、42、43、44、45、121</p> <p>(番号利用法別表第二主務省令における情報照会の根拠)</p> <p>第20条、第25条、第25条の2、第26条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 市民部 国保年金課 |
| ②所属長の役職名 | 国保年金課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| - | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | <p>〒901-1495</p> <p>沖縄県南城市佐敷字新里1870番地</p> <p>南城市役所 総務部 総務課 行政係</p> <p>電話:098-917-5378 FAX:098-917-5424</p> <p>E-mail: soumu@city.nanjo.okinawa.jp</p> |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | <p>〒901-1495</p> <p>沖縄県南城市佐敷字新里1870番地</p> <p>南城市役所 市民部 国保年金課 国民健康保険係</p> <p>電話:098-917-5327 FAX:098-917-5425</p> <p>E-mail: kokuho@city.nanjo.okinawa.jp</p> |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和5年3月31日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和5年3月31日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|---|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---------------------------------------|---|---|------|-------------------------------|
| | I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | 7. 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム | 7. 国保総合システムおよび国保情報集約システム | 事後 | 本システムの稼働 |
| 平成30年5月28日 | I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 | 〒901-0695 沖縄県南城市玉城字富里143番地 南城市役所 総務部 総務課 法規係 電話:098-948-7111 FAX:098-948-7149 | 〒901-1495 沖縄県南城市佐数字新里1870番地 南城市役所 総務部 総務課 行政係 電話:098-917-5378 FAX:098-917-5424 | 事後 | |
| 平成30年5月28日 | I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに 関する問合せ 連絡先 | 〒901-1292 沖縄県南城市大里字仲間807番地 南城市役所 市民部 国保年金課 国民健康 保険係 電話:098-946-8961 FAX:098-946-8894 | 〒901-1495 沖縄県南城市佐数字新里1870番地 南城市役所 市民部 国保年金課 国民健康 保険係 電話:098-917-5327 FAX:098-917-5425 | 事後 | |
| 令和2年5月27日 | I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 当市は、国民健康保険法・地方税法に基づき、市内に住所を有する者で、被用者保険などの医療保険に加入していない者、または生活保護受給中でない者を国民健康保険の被保険者とし、必要な保険給付を行い、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。 地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者の資格・異動に関する事務 ②関係証の交付に関する事務 ③保険税の賦課・徴収・収納に関する事務 ④保険給付の支給に関する事務 ⑤療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当回数を引き継ぎ業務 番号法の別表第二に基づいて、当市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 | 当市は、国民健康保険法・地方税法に基づき、市内に住所を有する者で、被用者保険など他の医療保険に加入していない者、または生活保護受給中でない者を国民健康保険の被保険者とし、必要な保険給付を行い、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。 地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者の資格・異動に関する事務 ②関係証の交付に関する事務 ③保険税の賦課・徴収・収納に関する事務 ④保険給付の支給に関する事務 ⑤療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当回数を引き継ぎ業務 番号法の別表第二に基づいて、当市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたこと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。))」に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 <オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。 | 事前 | オンライン資格確認システムの稼働に向けた事前準備事務を追加 |
| 令和2年5月27日 | I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | | | 事前 | オンライン資格確認システムの稼働に向けた事前準備事務を追加 |
| 令和2年5月27日 | I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | 1. 国民健康保険(税)システム 2. 国民健康保険(資格)システム 3. 国民健康保険(給付)システム 4. 収納消込/滞納管理システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 中間サーバー 7. 国保総合システムおよび国保情報集約システム | 1. 国民健康保険(税)システム 2. 国民健康保険(資格)システム 3. 国民健康保険(給付)システム 4. 収納消込/滞納管理システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 中間サーバー 7. 国保総合システムおよび国保情報集約システム 8. 医療保険者等向け中間サーバー等 | 事前 | オンライン資格確認システムの稼働に向けた事前準備事務を追加 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---------------------------------------|--|--|------|-------------------------------|
| 令和2年5月27日 | I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16、30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条 ・別表第一省令第24条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号 | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の第16項、第30項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条 ・別表第一省令第24条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲)別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 | 事前 | オンライン資格確認システムの稼働に向けた事前準備事務を追加 |
| 令和2年5月27日 | I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) (別表第二省令における情報提供の根拠) 第1、2、3、4、5、9、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、81、87、88、93、97、120の項 (別表第二省令における情報提供の根拠) 第1、2、3、4、5、19、25、33、43、44、46条 (別表第二省令における情報照会の根拠) 27、42、43、44、45の項 (別表第二省令における情報照会の根拠) 第20、25、26条 | ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) (別表第二省令における情報提供の根拠) 第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第9項、第17項、第22項、第26項、第27項、第30項、第33項、第39項、第42項、第46項、第58項、第62項、第80項、第81項、第87項、第88項、第93項、第95項、第97項、第120項 (別表第二省令における情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条 (別表第二省令における情報照会の根拠) 第27項、第42項、第43項、第44項、第45項 (別表第二省令における情報照会の根拠) 第20条、第25条、第26条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 | 事前 | オンライン資格確認システムの稼働に向けた事前準備事務を追加 |
| 令和2年5月27日 | I 5. 評価実施機関における 担当部署 ②所属長の役職名 | 国保年金課長 當眞 嗣弘 | 国保年金課長 | 事後 | |
| 令和2年5月27日 | II 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成27年6月16日 時点 | 令和2年5月27日 時点 | 事後 | |
| 令和2年5月27日 | II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成27年6月16日 時点 | 令和2年5月27日 時点 | 事後 | |
| 令和5年3月31日 | I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 当市は、国民健康保険法・地方税法に基づき、市内に住所を有する者で、被用者保険など他の医療保険に加入していない者、または生活保護受給中でない者を国民健康保険の被保険者とし、必要な保険給付を行い、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。 地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者の資格・異動に関する事務 ②関係証の交付に関する事務 ③保険税の賦課・徴収・収納に関する事務 ④保険給付の支給に関する事務 ⑤療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当回数を引き継ぎ業務 番号法の別表第二に基づいて、当市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたこと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。))」 | 当市は、国民健康保険法・地方税法に基づき、市内に住所を有する者で、被用者保険など他の医療保険に加入していない者、または生活保護受給中でない者を国民健康保険の被保険者とし、必要な保険給付を行い、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。 地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者の資格・異動に関する事務 ②関係証の交付に関する事務 ③保険税の賦課・徴収・収納に関する事務 ④保険給付の支給に関する事務 ⑤療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当回数を引き継ぎ業務 番号利用法の別表第二に基づいて、当市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたこと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。))」 | 事後 | 法令略称の変更 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---------------------------------------|--|--|------|--|
| 令和5年3月31日 | I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・番号法第9条第1項 別表第一の第16項、第30項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <p>・別表第一省令第16条</p> <p>・別表第一省令第24条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号</p> <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <p>・番号利用法 第9条第1項(利用範囲)別表第1 項番30</p> <p>・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</p> <p>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p> | <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・番号利用法第9条第1項 別表第一の第16項、第30項</p> <p>・番号利用法第9条第2項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(番号利用法別表第一主務省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <p>・番号利用法別表第一主務省令第16条</p> <p>・番号利用法別表第一主務省令第24条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <p>・番号利用法 第9条第1項(利用範囲)別表第1 項番30</p> <p>・番号利用法別表第一主務省令 第24条</p> <p>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p> | 事後 | <ul style="list-style-type: none"> ・法令略称の見直し ・番号利用法第9条第2項の追加 |
| 令和5年3月31日 | I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | <p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第9項、第17項、第22項、第26項、第27項、第30項、第33項、第39項、第42項、第46項、第58項、第62項、第80項、第81項、第87項、第88項、第93項、第95項、第97項、第120項</p> <p>(別表第二省令における情報提供の根拠)</p> <p>第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>第27項、第42項、第43項、第44項、第45項</p> <p>(別表第二省令における情報照会の根拠)</p> <p>第20条、第25条、第26条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <p>・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的・情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</p> <p>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p> | <p>番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(番号利用法別表第二主務省令)</p> <p>(番号利用法別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120</p> <p>(番号利用法別表第二主務省令における情報提供の根拠)</p> <p>第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3</p> <p>(番号利用法別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>27、42、43、44、45、121</p> <p>(番号利用法別表第二主務省令における情報照会の根拠)</p> <p>第20条、第25条、第25条の2、第26条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <p>・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的・情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</p> <p>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p> | 事後 | <ul style="list-style-type: none"> ・法改正による項ずれの修正及び法令略称の変更 ・公金受取口座登録制度が開始されることで、同口座情報に関して情報提供ネットワークシステムを利用し、デジタル庁の公的給付支給等口座登録簿の副本情報を照会することが必要になるために、(別表第二における情報照会の根拠)の箇所に「121」を追記 |
| 令和5年3月31日 | II 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和2年5月27日 時点 | 令和5年3月31日 時点 | 事後 | 評価書の見直し |
| 令和5年3月31日 | II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和2年5月27日 時点 | 令和5年3月31日 時点 | 事後 | 評価書の見直し |